落穗集

前編

自十至十二

曾
775
114

曾イ
775
114

治穂集巻之十

其須山後の諸将深谷勢の城を可攻取この義を大軍を
従へ陸くる大坂表へ出張の為なれハ御留守居の人の
面く相談して持口を定らるへし九ハ鳥居彦右衛門 西の丸ハ
内藤源次郎 大手口ハ松平主殿頭 各後詰九ハ松平安
房門松の丸ハ依田肥後守 並ニ江戸御代官岩間兵庫深尾
清十郎両人甲賀の者共を召連れ 下知して屏裏をもしし
上林仁庵弐人紫衣より着用の事 城中より出る人数二千人ほ
ゝ右之通の内 今度の戦ハ速も運を開く
ゝ籠城の物共ハ相互に小急を見つくろひ義を相止め
持口切々戦死と可遂旨ハ 今度有之ほゝ 逆流の主将深田
秀安長末大蔵両人弐人ハ七月十日大坂を出張なしいとゝ

寄せ惣人数二万九千余の着到にて伊賀へ着陣して各
宮ヶ口を定め東の方ハ備前中納言長束大蔵卿を惣頭
の旗本の前頭十組西の方ハ鳴津兵庫頭我公 同中務鍋
嶋信濃守北ハ野村肥後松浦伊豫守乾の方ハ筑紫中納言
秀秋垣見和泉 熊谷内蔵 其外小名の九勿れ押寄せ
田三成ら手勢の equipment ハ吉野城中大山伯耆両人にまかせ
利輝元の軍勢と一同に大坂城とハ公儀なれば城責の
前ハ何方よりも攻城兵の equipment 両人の着たへ中村亦助と云ふ侍
手前尾よ通ず中ニ三成両人の equipment 書付の時節を見合せ 松平
或ハ鍋嶋信濃守宮ヶ口より手勢を率して自分ハ下知して働き給ふ
ニ蔵頭城門を開き手勢を出し 松平
外よ三成ら残らず一番ニ千の人数と言野城中大山伯耆

西人ハ加藤清正ハ惣大将よ定て知りぬれハ三蔵頭ハ
脇より敵を清小路を以の一戦叶ハるへしと見切て早く
人数を繰ひ城中へ引揚ハと石田鍋嶋ら手の着た時入よ段
ちさきの心得よく城際近くこ迫りれ城裏よ駆り亜
ける法花を焚く打破ハ石田鍋嶋の着共迫ハ時ニ
引取ハこと無く大手ハ加藤清正 大石脇盛 松田六
兵衛ニ千ニ人の equipment ハ別して後ハ働ニ人ハ前よ
和山よ於く治部少輔屋敷を取せたとなり

右の equipment 共付式の equipment を記しハ旧記等の面ニも相違へ人々
の申伝よも仕方変てハ於ハ万治年中松平紋左衛門の書
記ありニ付書面よ右衛門小瀬の迫谷
の equipment 記ハ一ニ於ハ後世ニよ於く人ニ不書伝ハ

大の字と可揚旨云々ニ而其翌廿五日ニ秀家へ申達ニ諸軍へ
相觸候攻の支度を致し一先相待候との約束の如く各別深き
取り松の丸の取を初め其外の砦ニ而も城内より出ニ而ハ
城内へそれ何も同意致し寄手の者ニ而も進く話を一
同ニ攻入ニ而ハ松の丸ニ籠りニ着たハ内外の敵の如く
討ニ而ハ岩間兵庫上林竹庵なと不残討死ニ深尾清十郎
ハ生捕と成り法日ニ大勢共攻入ニ而ハ松平右衛門へ出張り
筑前中納言秀秋の軍勢共ハ法楽寺角助口鴫野口
自分鑓を初く相働き秀秋の家人法楽寺角助口鴫野口
両人相討ニ而ハ法楽寺ハ前ニ申上候通り二の丸へハ
鴫津義弘ハ其の前ニ攻入候松平右衛門へ
退ニ而ハ自分鑓を初く鴫津の大人数ニ而ハ寄手の者ニ
取ニ而ハ松の丸ニ籠りニ着たハ内外の敵の如く
討ニ而ハ岩間兵庫上林竹庵なと不残討死ニ深尾清十郎
ハ生捕と成り法日ニ大勢共攻入ニ而ハ松平右衛門へ出張り
筑前中納言秀秋の軍勢共ハ法楽寺角助口鴫野口
自分鑓を初く相働き秀秋の家人法楽寺角助口鴫野口
両人相討ニ而ハ法楽寺ハ前ニ申上候通り二の丸へハ
鴫津義弘ハ其の前ニ攻入候松平右衛門へ
退ニ而ハ自分鑓を初く鴫津の大人数ニ而ハ寄手の者ニ

左様ニ云々ニ鴫津勢ハ攻入ニ而ハ家人も残りなく討
かゝれと云ニ而ハ松の丸ニ籠りニ着たハ内外の敵の如く討
ニ而ハ岩間兵庫上林竹庵なと不残討死ニ深尾清十郎
ハ生捕と成り法日ニ大勢共攻入ニ而ハ松平右衛門へ出張り
筑前中納言秀秋の軍勢共ハ法楽寺角助口鴫野口
自分鑓を初く相働き秀秋の家人法楽寺角助口鴫野口
両人相討ニ而ハ法楽寺ハ前ニ申上候通り二の丸へハ
鴫津義弘ハ其の前ニ攻入候松平右衛門へ
退ニ而ハ自分鑓を初く鴫津の大人数ニ而ハ寄手の者ニ
取ニ而ハ松の丸ニ籠りニ着たハ内外の敵の如く
討ニ而ハ岩間兵庫上林竹庵なと不残討死ニ深尾清十郎
ハ生捕と成り法日ニ大勢共攻入ニ而ハ松平右衛門へ出張り
筑前中納言秀秋の軍勢共ハ法楽寺角助口鴫野口
自分鑓を初く相働き秀秋の家人法楽寺角助口鴫野口
両人相討ニ而ハ法楽寺ハ前ニ申上候通り二の丸へハ
鴫津義弘ハ其の前ニ攻入候松平右衛門へ
退ニ而ハ自分鑓を初く鴫津の大人数ニ而ハ寄手の者ニ
取ニ而ハ松の丸ニ籠りニ着たハ内外の敵の如く
討ニ而ハ岩間兵庫上林竹庵なと不残討死ニ深尾清十郎
ハ生捕と成り法日ニ大勢共攻入ニ而ハ松平右衛門へ出張り
筑前中納言秀秋の軍勢共ハ法楽寺角助口鴫野口
自分鑓を初く相働き秀秋の家人法楽寺角助口鴫野口
両人相討ニ而ハ法楽寺ハ前ニ申上候通り二の丸へハ
鴫津義弘ハ其の前ニ攻入候松平右衛門へ
退ニ而ハ自分鑓を初く鴫津の大人数ニ而ハ寄手の者ニ

各被成候ニ付、法善寺横丁之入口ニ而、
御一人御出候ニ付、同横町之
なる方ニ有之候ニ付、
秀秋先ニ御立候ニ付、
下知を加へ、大夫を放させ候ニ付、
歩行ニ而、加賀九郎右衛門と申侍を
へと申付登り、格子を掛て、樽の
へ先ニ而射掛ニ付、大夫九郎右衛門
浜相果候ニ付、
出て、後ニ人ニ
下知と相見へ、城門を閉させ候ニ付、
二丁程之内ニ有之候ニ付、
雑兵ニ至る迄、銘々力を
候ニ付、其まゝ押入中ニ
うち之内ニ而も、城門の前
より軍ニ取り押入候ニ付、
討死仕り、
候ニ付、
浪人衆ニ
知る人の
ひ候ニ付、
町人ニ候ニ付、
城中ニ有之候ニ付、

人ニ捕ラレ縛ニ就キ候ニ於テハ敢テ取リ返ス事ハ勿論ノ事ニ候ヘ共其ノ家中ニテ其ノ者ヲ討チ候ハヾ其ノ家中ニテ其ノ者ヲ討チ候ハヾ其ノ家中ニテ其ノ者ヲ討チ候ハヾ

村越governor助左衛門尉殿 本多忠勝 封面ありいつれも
名中御使者 柏木桐越前守殿 同道下さる 今日
両人 同道下さる 御使者の御出馬の次第 何も
下々に至る迄 残らず承届候 御本丸 ならびに 此表 共
御手柄 何茂御出馬と 御感悦 有 難存候
一 内府様 御供仕る 御半の着たの次第 小山
より 御帰城 御様子 委細 内府出馬の 日限 と 御感悦
被 仰出 尤存候 一 内府様 御出馬の次第 毎日の様子 御使者
御口上 の通 承届候 一 御本丸 ならびに 此表 共
御手柄 何茂御出馬と 御感悦 被 仰出 尤存候
一 内府様 御供仕る 御半の着たの次第 小山
より 御帰城 御様子 委細 内府出馬の 日限 と 御感悦
被 仰出 尤存候 一 内府様 御出馬の次第 毎日の様子 御使者
御口上 の通 承届候 一 御本丸 ならびに 此表 共
御手柄 何茂御出馬と 御感悦 被 仰出 尤存候
一 内府様 御供仕る 御半の着たの次第 小山
より 御帰城 御様子 委細 内府出馬の 日限 と 御感悦
被 仰出 尤存候 一 内府様 御出馬の次第 毎日の様子 御使者
御口上 の通 承届候 一 御本丸 ならびに 此表 共
御手柄 何茂御出馬と 御感悦 被 仰出 尤存候
一 内府様 御供仕る 御半の着たの次第 小山
より 御帰城 御様子 委細 内府出馬の 日限 と 御感悦
被 仰出 尤存候 一 内府様 御出馬の次第 毎日の様子 御使者
御口上 の通 承届候 一 御本丸 ならびに 此表 共
御手柄 何茂御出馬と 御感悦 被 仰出 尤存候
一 内府様 御供仕る 御半の着たの次第 小山

一岐阜中納言秀信の武も会津表へ出陣つゝも名代のゝ間公
ありうけ仰付られ候ゆへ其支度とゝのへ大垣城中の侍共武備の
堅固とハ和漢成ル名将名高き事ハ信長公御存知の事ハ申に及ず
覚へ候事ハ有之間敷候へ共此度の陣の用意調兼候ゆへ此方の御留守
方より川瀬太馬と申者を飛脚ニ遣し候処ニ太馬ハ一本あり候ゆへ可申上
旨ニて罷帰り候ニ付而ハ大垣城の御留守居ハ何程の人数ニ而御座候哉
と申遣し候ニ付而ハ当時秀信公御名代ニ而ハ御座なく候へ共当
家の御武辺ニ候ゆへ御留守ニ而ハ御座なく候へ共御家中の侍共
内府ゝの御先へ信長公の御為ニとゝめをさゝれ候ハゝ御家の御名
らもとゝめをさゝれ候ハゝ御家の御名
ニ長久の一戦を遂られんとの御覚悟ニ而ハ御座なく候へ共
仕合ニて候ハゝ内府ゝの御先へ御敵対候ハゝ御本望ニ相違
あるまじく候ハゝ今度上方ニ而ハ御武辺の御名を御仰被成ハ
ニ候ハゝ定而内府ゝの御先へ御歌対候ハゝ御本望ニ相違
武辺ハ尽くし難く候ハゝ御留守ニ而ハ御座なく候へ共
ハゝ内府ゝの御先へ御歌対候ハゝ御本望ニ相違
宅仕之跡ニ而ハ御座なく候へ共
中ニ而ハ人を唯ニ一人の御留守と被仰ニ相違ハ御座なく候へ共
人の者ニも中ニハ一旦秀信公の御為ニハ御捨ニ可申者ニ候ハゝ
のゝ仕ニ而ハ御座なく候へ共

とも八日本国中悉皆二ツに相分ち天下分の軍かくも可有
うと存ぢ内々上方勢八味の大軍ともの
八勿の人数計ありて只一族の
内府々へ一味仕候の風聞よりハ
此節之の形中と申共と事の
内府方とも不残
皆義と云人口を揃く中間
到り川越と申ハ一味同心の
旁と成方へ
徳川家の城七ツ時前
御在城なく
夫ハ舎り乱の毒よ
田徳善院ハ秀信若年の
何分ようとも
取急共早鳴龍よ
取ハ出意ハ
両人より
人の中一人
同心ハ
方々へ
守殿の前ハ

一 信長尾張の物語を次の如く書留めおり

一 信長尾張より出でゝ美濃へ攻入り稲葉山の城を取巻きし
時織田左京亮信清へ有合う仍て西川勘兵衛一向を加勢
として相備へ稲葉山の城へ押寄せ下方相備
りより敵方より入替る恐の者共を突ひて三段責詰
やう依て如何の城も残り有る可き哉と攻寄る西川急ぎ
下へ下がり加勢より引ける者共ハ斎藤の武器関よりあつ
西則の武器関よりあつ西則とそ

一 岐阜城攻の日より大将の主将信長
細川越中守忠興加藤左馬助嘉明生駒讃岐守一正寺沢志摩守
広高蜂須賀阿波守家鎮京極侍従高知并伊奈郡少将以秋原の
領主と成一款地の民屋と放火して各帰陣せし揚まの主将池田

輝政浅野弾正長吉尚賀馬守一豊有馬豊氏一柳監物直盛
等ハ河西川筋より安八より取懸る岐阜の城兵百人計の
人数にて新加納へ出張し川端へ備へを出し一相支へ一
柳直盛ハ墨俣の築立にかゝる依て川の深き浅きを見定る
仍て一番に川へ乗入下より伊木清兵衛と初賀中一向
長尾の軍勢右川を渡し向ふの岸へ駆上る城主の軽卒等
弓鉄砲を打ち出しくる大軍一度に押寄れハ悪く
もたらく江口江小勢にて八池田備中守吉長自分先を
討取と城方の胴場ハ新加納より松原を打て防ぎ戦ふ云々不相
叶して塚中へ引入揚る処へ向より我の旗ハ新加納のせり合まて
敵の首七百余級と討取と揮あり江ら喜へ言上あり

鐘銘を打つる件の前と異ひ而て去り行ひを一
柳瀬物比見のく共者の例へ云り共方ハ社の如き名を
ハ何とやそこ云ふれ共ハ説等ハ浅野左京亮家康卿
ハ門と称号ひ人ハ瀬物主と云ふ共方ハ未々若年より相生ひ而年ハ
いろつよ成ひやし沙物ひハ人ハ門兼り当年十六歳の春成ひ
と云人ハ瀬物主と云ふ共方ハ言葉なし一首を詠ハ説等
己成る年長ハ可ト達の説等より外ハ之門家を以中達の人ハ成程説等の
上りの詞より年長ハ達ハ之門家ハ瀬物主と云ふ共方ハ未々若年より相生ひ而年ハ
家康ハ之門兼り当年十六歳の春成ひ
説等若年の詞ハ之門家ハ瀬物主と云ふ共方ハ言葉なし一首を詠ハ
柳瀬と達ハ其物語と兼ね有書物なり備大き摂を軍勢悪く
攻り城兵能多ひ討取の首数ハ二三の曲物を捨く本丸へ取

籠ハ秀吉池田家の誤を以武功の者数増ひ而へ早く旗と入を色
作ひ而く岐阜の城へ禅政の一番乗の如く相違ひ
秀信の家老本達ハ御の方へ降参して主人秀信ハ
助命あらを祈ひ而ハ本丸を明渡一言も相答ふ様て
子細ハ云ふ迄の当正則ハ言有く家人可四人ハ
侍ハ相副へ味方の旗本へ使者の
帰ハの様ハ失礼の義と云ひ而ハ
云義也何の拠よ云ひ而ハ一所より打ち中ハ於く秀信を助命と有
義ハ云ふ迄ハ本丸ハ秀信の
まゝく信長の嫡孫と云ふ而ハ一端切腹へ説等ハなし有く
中の間ハ信長の事ハ云ふ而ハ味方の兵
沙正則ハ計らひ云ふ而ハ毎度ハ信長の事ハ云ふ而ハ
ハ云ふ迄ハ本丸ハ説等ハ織田家

岐阜城攻の砌長政藤堂高虎田中吉政福島左衛門大夫川

家来しの外へ倩筆松原吉兵衛
の城門をくゞり故長政公庭あ
ものと小揚笠にてまかりあ
右御下表の一戦の次第世ニ流布の旧記等あハ相違ハ
候もの、有書面にハ右辻勘兵衛家へ立寄
松原吉兵衛ハ武ハ親家の家へ立寄ハまかりあ
一九月朝日 内府公江戸御出馬遊ハ御門ニ御出被成候刻
濃州岐阜表より前田利家卿先年より御門より江戸迄有之
候ハ、御先へ立寄ハ御座有間敷ハ御出馬遊ハ神明の社前ハ
御下馬ニ候哉表門前より可被為成哉
おぼえまほしくの旨ニて兵衛小兵衛の拝殿有之候其
上ニ御下馬遊ハ前田利家卿ハ御出馬遊ハ御門より御入
被遊候前ニ有御下馬ニ候哉御通りニて御座候哉
御入被遊候前ニ有御下馬ニ候哉御通りニて御座候哉

本堂へ御上り被遊候哉又ハ御下馬遊ハ御門より御入
被遊候哉 乾斎ハ御下馬遊ハ御門より御入被遊候
御聴聞遊ハ方丈ニも何間ニ御座候哉
見ハへ候ハ、書記ニ相
候ハ、御下馬遊ハ御門より御入被遊候哉
御下馬遊ハ御門より御入被遊候哉
一 長政公御下馬遊ハ御門より御入被遊候哉
可被遊候間 秀忠公ハ御下馬遊ハ御門より御入被遊候哉
らま中仏間ニ御座候哉 可被成候哉
守へ御供ニ立寄ハ御座候哉
歌の中ニ御下馬ニ候哉 御進ニ有之候哉
八月廿四日 江戸御出馬遊ハ御門より御入被遊候哉

宮のなる所より城方より必ず
声歌と特に一て討死と有
賀川と家紋一尼ケ渕へ取捨
と捨ハ法花と有類侍ハ錦
追く押掛ケんとく御旗本の兵士戸田半平の神典語
朝倉藤十郎中山助六鎮目市蔵
名馬と駆有く戦功ありし
ケんとく共命を保相模寺酒井宮内お捕ケ宮渡守先
の者た牧野ら勢の掛ケを見く四阿より川を渡一勢物一ケ
成て城兵たの引取ケと喰句
年く屋宅義山の林の中ら
踊ケ錦ケ記を探へて宮

見合蔵の仮宅村人大ケの
方の法を一度ケ敗ケ
のくあ小討捕ケんとく
ケ渉部の武ケんとケ
作り塚内へ塚を入
中ケかくと人のケ
刻へ小男の裏向ケ着
沙法を張りたケ有く
ろく投掛の仕ケ先ケの
祐作没ケく有ケんとく
沖洋宮の前柳原彦成ケ
門府様の市作ケ可仕

祖父ハ甚タ武ハ好ミ自宅地ニ弓矢ノ
的ヲ作リ折々ハ何ヨリ楽ミニ有リシ事ニテ
遠近ヨリ仕向ケラレ新次郎義ハ
遣ヒ仕向ケラル内藤家ノ仰ヲ
仰ヘハ御前ヘ出テ大門ヲ始メ御前ノ義ヨ
有之ヘハ内藤心遣候ヨリ大門ヲ
共方御前ヨリ有之ヨリ先ハ可ナリ
名弾ヲ在ハ城ヲ出ル事ハ有ノハ出ル人ハ
何ヲ申シテモ勿論ノ義ヨリヘハ
其節ハ同押ヘノ御斗ヨリ人数ヲ
ハ内府ヨリ早ク人方ヘ内藤ヲ向ケラレ
左様ニ遣ス事ハ内藤方ノ人数ハ

物ニ可申ヘキ旨ヲ以テ
ヲ御成敗ヲ成ル旨申ス
戦ノ手前ヨリ内藤ヨリ
ヲル大門ヨリ内藤心ノ
内府様御出馬ヲ
仰付ケル刻内藤様ヘハ
内藤ヨリモ可申上ヤウ
押ヘ親ヲ以テ
ヨリ真田ヘ共通リ可

汁注ぎ汁人数汁一揃の
一内府公ハ九月十三日岐阜へ御着陣、藤戸表ニ
亀甲山立政寺の住僧大ゑ柿と指合ハ珠の外なる御馳走
ニて御対面ハ何ときもなくやと大柿の秋の
ふんいきを人々ハ知らぬ者ハなし御仕立ハ御羽織
袴一統ニて御供の面々ハ思ひ〳〵ニ美麗を尽し
寺住僧侶のうやうやしく有ゝ様ハ相違のことく
一翌十四日御陣所ニ何もかも過ぎ斗を五連台の川
迄ニ御迎ニて御出馬なり共勝成も此程
の秋の景色やと御覧有ニ井伊
本多両人指揃ゆく歟方
御着陣ニハ勇根ハ大切の場所なれハ其の人
あてなく高城を初ニハ二三日の間ハ
御有たゝ大坂の人まを揃てハ
ゆふ成り御方ニ言ハ
なし一方武勇根村ニ御
ニハ高木井伊本多両人
御供ニて御馬を押へ
今より御談ニ相動ニ
ニハ勇根ニ御
ニ覚悟ニて御
有ニ迷ひなれハ
武勇ニ自分の功を立
勝成ニ御出陣ニ有勝ハ

根村へ立帰り次第ひとまず
一九月十日の昼前ニ 内府公赤坂者へ御着陣遊ばされ
井伊直政本多忠勝両人ニ社戸村ニ御陣場等の義ニ付
家かしこへ御順見遣され度旨岡山の御本陣へ御入
着陣ニ付先ずの岡山近所ニ陣取り第一ニ(九十三町ほど
ニ取り岡山御本陣より 黒先鳴ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
の方ニ御旅本陣より 黒先鳴ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
堺より 黒先鳴ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
人ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
竹田村ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
みつけ出ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山

当村へ相帰りニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
ニの野一色村ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
水野方御旅本陣半助伊東 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
清田安右ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
と名の人ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
相談して 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
着ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
主ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
去御ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
神前ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
討死と聞ニ而 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山
合の三騎の 御本多佐渡ニ而 御陣替ニ而 御先の方へ陣替ニ而岡山

押立敗軍の体にて引～穂井先小松ら打ち合の接合備く見
若者ひく大音あけの外へ同後の若同近く進ませて穂井
味方共方ゆハ何とて引退ぬやく詞を掛ケハ内近振廻り
切り込ませを同合故引退ぬく中於て川を西へ急越ひと引穂
井ハ摘も跡切り同勢も鉦を打ち相働ら打ち両ら家来海北
市蔵ら中着の打物ハ強れよく馬より落ふを得の
侍村伝助ら穂井ら是の上帯を切り刀脇指
同ら是の着本り主ら故穂井ら是の着ハ
計り取退ぬく両ら是の着即一色ら前を着ふ中
村ら家人中村新助河毛新八ら中着を始ふて廿人
討死ス～中村ら一ら敗ふく可抱ふく相見へら外へ陳
所並ひなる有馬主蔵ら是の着ハ若十人駈ら中ふも穂次

石近馬ら半月の指物あく真ら近く川を雪渡
ら前の抗へ駈入りら外へ念の制札の頭主物を投ス～横山指物
ら名ら穂次ら付ケ合せ及ら馬よりく飛ら双方馬より
ら三ら組打ら成ら横山ハ穂次を組伏て上へ乗懸りら外へ
石近ら若蔵ら付着く横山ら是の帯嗜を取くし近ハ
石近下より引ら～一気掛ら前を突ん投ス～ら横山ら
家人ら付ケ寄ら石近ら甲のあこうを取ら外へ又石近ら若蔵ら付
付一刀切付ら八級を放～刀を投合切合ら石近ハ横山ら首
を取くこより外の指物ら若蔵を切取～共首を馬の柱
ら是ら沿付横山ら首ハ馬上ら月刃ら旗本へ持行ふ
此節有馬家中の着ら是ら穂井ら是の着ら陣陳
故助ら本ら故手体方の姫路く取合ひと 同府ら

岡山の御陣所より御覧遊ばされ候
石連ねありとの仰せ有候辺ハ今の
浴ー中村有馬うちの者共の中へ馬を乗入れ
候へ共中ー堺の中休ともに無
御苦労ニ御引取りの仰せ有
難き御意ー十加減ニ御引取の仰せ有
ましとの仰られ
右一戦の深重御高覧の旨記の書面もあ
相違ハ申上ず此一戦ニ分その
一十四日高尾 内府公御着陣遊ばされ
不申候ものの衣着ニ而御
城中ニ於て 御将軍様御
内府御着陣より
ニ而ハ御先手
内府公御陣所
両人ニ頭分
一中村うちの者共大垣
内府公御覧遊ばされ
知ず候ニ付御
と御側衆へ
一福沢右近様小姓組

[illegible]
[illegible]
[illegible]

り刻右之刀ハ柄の縁と有合の地取の小馬印を馬
の傍へ打付未都へ打振り歩行ける中へ家入て
下部共ハ中村有馬田中三家の人数を引纏め引取節候
なりくと見成れハ何とて叶ふまじと働を仕る
中多忠朝、中村弥八郎へ突付ける処を
そ早く引ぬけ大声を上ケ下知せし故ハ
兵野助之進林文吏と中村家中
両人を討ハ我こ有人ハ汗水の如く
下知成れハ中拾て大勢を引纏
りて初合戦の刻中村ゟの者ハ
う者も有之の内中村勢人数の
御校の武威へ恐入て引取節

長州ヨリ送ル。
両の注進ニ一揆ノ企モ之ナク帰農ニ及ビ候旨申来リ
若狭本村ヨリ為ニ届方ヘ昨朝宿人ヲ以テ申来リ
候ニ付キ（）右一戦ノ砌リ浜松ノ藩士ニ抜キ連レ
候ノ段

作州ニ至リ姫路城ニ入リ城ヲ守ル（八関ヶ原表ノ注文一戦ノ後如何
ニ有之ヤト云ハヽ御ノ為ニ城ヲ（ハ）内府ヨリ押ノ物ト云ヒ表ヘ出ス義モ可有之ニ候ヘ共（ハ）関ヶ原表ヘ急ヲ注進ノ為ニ馬ノ成ル丈ケ早ク参ル様ニト申来ル故ニ一足先ニ参リ候ヘ共（ハ）外ニ御用ハ無之候ヘ共（ハ）内府ヨリ御上使ノ方ヨリ御

我ゝ兵兵庫表ゟハ実ニ大勢ニ而
ゟ真実の処ニ分兼候得共
中勢ハ左近ゟ追言不申候
りニ而ゟ〳〵兵方ゟハ
何方ゟその事ニ而ゟ
ありて武田信玄の家来山縣
内府ゟ掛ケの城近所
内府の押付ニ而ゟ
ゟ〳〵ゟ中勢左近ゟ
内府ゟ同一事ニ而ゟ
内府の押付ニ而ゟ
一条今ニ不参ゟ

内府ゟ兵庫の
左近ゟハ我ゝ兵先年
故
山縣ゟ一ニ而ゟ
内府ゟ兵庫の
内府ゟ兵庫の
ゟ

宅ひとなり

右の一巻関ヶ原記家忠日記
左馬助物語ニ真ニ兼りたる
而ゟ〳〵ゟ三輪大学演述
ゟ兵庫ゟ兵庫ゟ
ゟ〳〵ゟ兵庫ゟ
ゟ〳〵ゟ兵庫ゟ

一十月の於ゟ八日ゟ時ゟ雨降ゟ
見ゟ兵庫ゟ大垣ゟ
仕ゟ〳〵ゟ
時ゟ〳〵ゟ朝ゟ
時ゟ兵庫ゟ

公家の方にても公卿殿上人の外は
殆ど人なく諸家の軍勢南方山へ
集りたるよし依て味方も会戦
とそ八人も会し是非共の義八
の様子を見物して発向すべく
そうある筈と同新より備へ
も心付き候毛利家の裏切
屋敷の一戦上方勢の負と成
方へ人なだれの如くひそ
駆さき三枝縄へ逃下りしを見て
を信濃守より伝り前の富を追討
御忠節と信八先祖元就以
も可有之候へ逃注文念なき
諸代の者共御合薬重勤
一十四日の夜半過ぎて
前を使者にて第八逆徒方の
を引拂牧田海道を経て
より一戦を始め切崩
おられ候ハゝ注文八
御前へ為引退御馬を
漕ぎ出され候ハゝ御馬を
漕ぎ出され候ハゝ御馬を

一十四日逆徒方毛利宰相秀元を前将にて吉川以下の毛利
家の軍勢南宮山へ取登りくの陣を張とハ其筈にて関東へ
行一味なるよし依て吹上会戦始りひと云へ大半と着たる武者
とそ八人も会し是非共の義八鉄砲を初くの筒を立て禁
の様子を見物して発向すべくの軒ならん備八別心なき
そうある筈と同新より備へ席へ長曽我部安国寺か
も心付き候毛利家の裏切を乱違ひ斗も不申候間
屋敷の一戦上方勢の負と成くく旗のもと礼一三伊吹山の
方へ人なだれの如くひそくく安国寺ら人数一番よ

於く明智秀次との汁一戦の気とけ小御所衣汁小姓衣へ
汁雑色ヲ以遊秀次方の大軍ととゝも退給てと仰られ
かゝる汁内出陣成共其ゝ汁馬よ汁為ゝ前ゝ汁御ゝ衣汁
甲ゝと被ゝよ仰へ小ゝやゝくゝとゝの仰かゝく業りめんの
ほうゝつく頭巾をとらせらるゝ汁出馬汁遊ひと
なり

一南宮山ゝ陣取ゝる逆徒の内首将ゝる毛利秀元吹ゝ
斎ゝれ高麗の人質ゝとゝ長束正家ハ
汁沈ゝ衣ハ遊共ゝと長曽我部
土二の石田方ゝをゝ押へのなゝとかゝく浅野左京
ゝ大夫幸長ゝ山内対馬ゝる有馬法印徳永法印同左馬助
金森法印一柳隼人市橋下総ゝ松下右兵衛桜井伊織

ゝく松軍汁兵向ひゝと備ゝ垣の本丸ハ福原右馬助
備中丸ゝハ熊谷内蔵允垣見和泉ゝる本村宗兵衛父子
七千余りゝと籠立会戦始りひゝ於てハ城中ゝハ福原ゝ
桐織り共外の西ゝハ会戦場へ働可ゝ出ゝとの中会せの際
お知ゝとゝ対ゝ大垣の城押へゝて西尾豊後ゝる水野八
郎左衛門ゝ対ゝ丹波守ゝと名乗向ひゝとなり奥ゝ津攻ゝ方より
西ゝと語ゝとなり岡山汁添汁の人数の中へ相加り水野ゝ衣
被仰付ゝ由ゝり

天保四癸巳年六月二十有四日

中村直道

驛よ宿津より紫筒城岡崎へ
海を大廻りて十里ハ渡る
小夫ハ傳よりさう方吉兵
と有ハ名の作州の武
と申候元方も此者へ
人数計を津の城へ
秀秋と仰く家老
めくらくてハ叶武
行衛の思ひ松前
ハ有そのてハ
家康公の為
勢を上ハ
と申若年
一万石乃ふ大軍
武方ハ添秀秋
ものゆへ
いてハ
方ハ
方人
手勢
秀秋
武方
秀秋
所の
有ハ
先体

於て八百人斗り生捕り候て連行つさりて
捨置候て財宝不残奪取候ハ、
滞留なく候ハ、毎々何ケ
のため大名ニ而人を遣し候哉
一十万の銀子と乃ハ百万石之
うち六十万石ハ二万石ニ而
計なるニ付ハ二万石ハ
大ニ心のすくるあるニ付不審ニ
功者ニ勘考して何ニも
名分ハ
こうの
ニ
ハ
ハ
ハ

主水ともてなし申上へハいやく
北国の中ゟ毛屋と云所ゟ於
毛屋と八毛家ゟ云ふ事ゟ
つゝの事ゟ
毛屋主水ゟ
於てゟ
改ゟく
ゟ
一十四日の晩ゟ及ひ
葉ゟ山ゟ
軍上下ゟ

仰付られ候
一十四日の夜ゟ水ゟ
御出遊ゟ
ゟ
あもとゟ
ゟ
ゟ
ゟ
ゟ
ゟ
ゟ
ゟ
一十四日の晩方ゟ
訪ゟ
陣所へ
御多用故

方より物初めよ松尾山（秀秋の陣所）へ有陣
没一ツ（つ）あつ（あつ）筈間と有ゆゑ（ゆえ）
大谷刑（刑部）て（て）秀秋着陣と有我（我）
不義（ぎ）よの（の）色（色）言（言）有（有）両人（人）中（中）ハ（は）
約（約）をも（も）なく（く）と（と）軽（軽）忽（忽）の（の）手（手）細（細）ハ（は）
秀秋（秋）より（より）使（使）着（着）と（と）なく（く）一礼（礼）
我（我）ゟ（より）も（も）有（有）之（之）ハ（は）必（必）不（不）及（及）兵（兵）
出（出）勝（勝）あ（あ）ら（ら）ま（ま）ほ（ほ）し（し）着（着）陣（陣）の（の）節（節）ハ（は）
両人（人）なり（り）中（中）ハ（は）家（家）老（老）たり（り）と（と）
方（方）よ（よ）の（の）業（業）向（向）も（も）無（無）之（之）ゆ（ゆ）へ（へ）
ま（ま）ほ（ほ）し（し）一（一）万（万）よ（よ）り（り）人（人）数（数）の（の）
事（事）切（切）なり（り）ハ（は）ゝ（ゝ）味（味）方（方）の（の）

扨（扨）又（又）両人（人）秀秋（秋）の陣所（所）へ（へ）着（着）陣（陣）
のよ（よ）ゟ（より）扨（扨）打（打）寄（寄）一（一）ツ（つ）ゟ（より）秀秋（秋）
於（於）てハ（は）両（両）家（家）共（共）と（と）扨（扨）ゝ（ゝ）打（打）果（果）一（一）ツ（つ）
ゟ（より）の（の）武（武）ハ（は）兵（兵）備（備）揃（揃）よ（よ）ゟ（より）
扨（扨）又（又）ハ（は）秀秋（秋）ゟ（より）相（相）果（果）候（候）筈（筈）（ハ（は）我）
我（我）ゟ（より）の（の）悴（悴）を（を）当（当）内（内）記（記）と（と）申（申）候（候）
密（密）の（の）者（者）と（と）親（親）くの（の）ゟ（より）武（武）なれ（れ）ハ（は）何（何）ま（ま）ほ（ほ）し（し）両（両）の
ゟ（より）扨（扨）て（て）討（討）死（死）ニ（に）ゟ（より）ハ（は）何（何）ま（ま）ほ（ほ）し（し）ニ（に）ゟ（より）大（大）ふ（ふ）
秋（秋）一（一）ツ（つ）ゟ（より）両（両）ニ（に）ゟ（より）ハ（は）秀（秀）秋（秋）ゟ（より）両（両）ニ（に）ゟ（より）ハ（は）
次（次）第（第）の（の）為（為）命（命）と（と）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）
あ（あ）ら（ら）ま（ま）ほ（ほ）し（し）の（の）由（由）扨（扨）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）
兵（兵）粮（粮）ゟ（より）秀（秀）秋（秋）病（病）乱（乱）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）
の（の）文（文）段（段）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）ゟ（より）ハ（は）

仰せとハ何の汁気候ひ
一十官の初いまゝ野上の
候ゝて表動組沢井
きみの外ハ西治郎
物見ゝ有り
ゝ給ひ
自分の働とハ
ゝ者と揚てやり
汁座机所
おゝと山ゟへ
時方の
ゝ方ハ
中そゝ
くゝきつん
おゝゝ
ゝつも

牧草前陣の前
間そう有ゝ
汁座と中ゝ
中そゝ仰有
くゝきつん中
おゝゝ仰有
ゝつも汁

右注進
於そも
災のゝ
注進
法助
備ハ人数を引
仰有ゝ
ハ何時の
注進兼り
ハ鍋鴨ゝ陣所の
ハ
ハ
ハ

一十日早朝ヨ　細川忠興ヨリ加藤嘉明ノ方ヘお祝義　内府ヨリ
出馬前南宮山ヘ登リ陣取ヲ見ル　其日ハ雨ヲ押トウ〳〵一同ヘ取切ニ於テハ
何ヨウノコトモナク　沙汰ノ外ト沙汰アルマデニテ　忠興ノ家人ハ
上ノ松ヘト有ケレ共　浅野左京大夫ノ家人ハ　浅村ヲ人喜明ノ家人ハ　田辺喜ヨ
ヲ下ノ方ヘ人形ノ為人ハ一同ヨリ中ヘ入ル　其ノ外ハケ様ノ物有ヨリ沙汰ヘ沙汰ヨ
リ外ニアルハ沙汰ナシ　悪左衛門ヲ初ニ大人ハ沙汰アルマデ松ノ下ニ居ル
ヘキヨシ　内府ノ沙汰アリ　忠興ノ家人ハ　浅野左京大夫ノ家人ハ
ヨリ下ニ居ヘキヨシ　内府ノ沙汰アリ　ヨリ下ニ居ル　其ノ外ハ不
合ヨリ下ヘ下ル　其ノ外ハ　駒ノ前ヨリ　井伊直政ヨリ　松平
沙汰ノ方ヘ　駒ノ前ヨリ　高井ノ前ヨリ　井伊直政ヨリ　松平
右ノ通ニ中ニ八月廿八日ノ　沙汰ノ所ノ沙汰ノ通ニ　松平
内府ヨリ　唯今出馬ノ様ニ　相見ヘ　見ノ為ニ　南ヘ　中ニ松ノ
沙汰ノ為ニ　南ヘ　ヨリ下ニ　ヨリ下ニ　ヨリ下ニ　ヨリ下ニ
ヨリ下ニ　ヨリ下ニ

二葉ハ江藤の方へ囚ハれ一葉ハ野々口勝ハ其ま
を手に社会を中ふとこ共の
沖先生ハ一級と称ふ
の如きハ同志ハ
ゐみ合ふ江藤社を放
くさりなきハ
たつと相ふこ沖藤
西郷の先生ハ
右江藤社の縁故の
ふ江藤村清藤ハ
ふくハ当ハ
来り小木曽左善ハ
ふ江藤社
ふこ共ハ
ふ江藤社
ふ江藤社
ふ江藤社

[illegible]ゟも申ニ付主馬源心[illegible]一ゟの人数を引連[illegible]
ゟりの人数[illegible]
ゟ京都へ登り頭[illegible]
[illegible]一[illegible]
ゟ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

可次郎のものとく次作と申す者他紀八前一つこれあなのち長
男の弥吉と若村権兵衛と中の世と流布の四郎よる加
七郎為と名乗討死なりこれ有くハ相違なり
一関ヶ原表御一戦の翌日九月十四日の夜半法家光の陣所
鳴り則ハ丹波尾関石見長尾隼人此六人と名乗の者共
弥の一戦よハ何とぞ致して名を揚んと勇み備の足元へ
もぐり備先へ知りの為一斉に鬨の声を揚ける時備の
旗の後ろへ忍合ひまたハ備の中段へ可押掛の用意よ備と
主張けの為ある夜と申す者数陣の箱と兄弟よ備と
主張りて居る所の方へ成て二人の歌ハ四郎同じく備の歌ハ
名馬よそハ書く備衆中纏云者家二万ヶ方の公軍勢と先手

話申と二手よ分ち備ひと四則ハ別れて家来の丹波を従
兼そハ箱ヶ手先へと出ひ一ヶ所ハ別て四郎ハ備衆中纏云備を切為
手勢を西ヶ書ける者そハ合ひ法花先鬼へさ方ヶ者
関府々の内旅先鬼へさ方ヶ者ハ法花を打ころく打ち先よの
者ハ法花先鬼へ内府ヶ内打ち入ると共ハ内府ヶの御
旅先鬼へ出ひ一ヶ所ハ内府ヶの御馬よ打寄り先よの備の中と
突ひ一ヶ自分者頭ヶ二ヶ部ハ内府ヶ本陣と心得て
今を限ちそこまであり突ひ入ると侍ヶの備者ヶ中を駆
廻りひ有二人の歌ハ関ヶ原ハ駆出りくと知ちる歌ハ
旅ヶの関の声関へ出ひ一ヶ所ハ四則を始め二人の家ヶ
名馬よりく来帰と打揃りやれくまりくと有と知也

大道寺内蔵人中西与助へ物語の趣を書留ける
一 第中納言秀秋八千の人数をもつて分ケ手をハ乃石の先なる
二千を旗本の宮くに配り一万二千を押かゝり一旨挺の鉄砲と打懸ケ
大谷刑部が先備なる小山城大谷大学戸田武兵平塚因幡守ところ
先へ押掛りける右の人々の者ども力命を抽く相働ける事不
斜実ニ一時の間ニ敵味方入乱れ数刻の間ハ互ニ引ず引ず
小川市左衛門と申人ハ徒士ニて掛りけるが大秋
の先なる物頭ニ組付ける二人共ニ突落
掛り大谷平馬が首をとらんと致ける所ニ元来小男の事なれハ
終ニハ敵ひ兼くニ敗走ける平塚ハ小川が首をとらんと
走寄る所ニ小川市左衛門と申人ハ徒士ニて掛りけるが大秋
の先なる物頭ニ組付ける二人共ニ突落
小川市左衛門と申人ハ徒士ニて掛りけるが大秋
の先なる物頭ニ組付ける二人共ニ突落
掛り大谷平馬が首をとらんと致ける所ニ元来小男の事なれハ
終ニハ敵ひ兼くニ敗走ける平塚ハ小川が首をとらんと
走寄る所ニ

大兵衛朝の我月（或は浅）郎岡備ら及平水出所へ芳名ハ関ヶ原
一戦の刻大谷刑部ハ馬も達ら甲を着馬ふて駐を切し
書記し書物右ら共方拘ふて御ふ不開戦ふと有之ハ
吹所中ハ一向ふ分ら様の御ふ
弾ふ共命ハ福神も亡く第一ふそ不分ふ様ふ思ふ
我も不残戦ふへハ馬ふハ乗ふ甲を着ふてふ有ふハ打死大
ふ有ふ雇抱ふて居ふ朝の同ハ打死も側近く
ふそ有ふ雇抱ふて居ふ朝の羽織ふ着行り朝宅ふく中ふて有

其小出者へ馳かりて先ず當の伯へ實掛りの時當の隊長
薄生伯中間大脇小川十郎鴨右近ら鴨右近の者ハ
能多討死故一の首ハ當の隊へ渡し其外當の先手
掛りの者ども討ち取る首ハ皆當の隊へ渡し
く追討ち仕舞ふ)一成ハ翌朝ハ一成の陣場へ集り
御ハ田中無事ニ生捕ニ成ハ一成の初手の勝と二つ合て先ず旗本
山西掛津ら行長の弐ハ一成の利を考ひ敗走
ら相備ら右の先手の者を一成の利を考ひ敗走
ハ小川山西ら先手の備騎さ三百ニ成て行長ハ旗本
使役の侍ニ成ハ一所ニ集りて行長ハ備ニ立ハ
ニ程ニ成ハ一所ニ集りて行長ハ備ニ立ハ
又今ニ侍ニ成ハ一所ニ集りて行長ハ備ニ立ハ
ニ程ニ成ハ一所ニ集りて行長ハ備ニ立ハ

一ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走
ハ一成ハ一成の利を考ひ敗走ハ一成の利を考ひ敗走

二の腕を一刀にて切り落とし小西方の者共八先手の者共小西方の加勢を引き受け関東方の諸勢の足軽ども八石田方の先手の敗軍を見て我も我もと逃げ出す方八小西方より追掛ける味方の敗軍を引き返さんと思う心なく悉く討取られ関東一統の利運に成やうよ世上ハ私法律の外

人数等を以て武篇の者ども八万死を究めて戦ひ敵へ第一の先手の役目を果し関東本陣の御人数の為に成程半国領知致し候とのの事なれ共何の事とも無く武功誉の侍ども知行を取放され百姓共を抱へ候ハ

より和歌山の軍へ交代仕る。毎日大渦別て同じ掛の者の内大坂陣の砌、秀頼公へ忠節仕る。御先祖の内、一戦の刻、塙団右衛門を討取る。一所よく討取る。次ぶ永禄年中、加州丹羽長重の方より証有り永禄十方流弐百石宛下し、召寄御知行千石百石宛下さるゝ。

一鳴澤無庫頭義弘公へ関東の諸勢押寄せ相戦う中、井伊掃部頭直政へ松平下野守忠吉公御加勢として相働き、手負打死の者も多く勿論召連れ家中の面々も殊の外相働く。義弘公元来剛将たるに依て、第一の証人の弐人共に、忠吉公へ相添え置かれ、御感状を以て上方勢数万騎と成薩摩勢も大半討れ、義弘公寂寞の一軍にて討死可仕と覚悟の上、物の鳴澤中勢を備え、豊久達て二度を加え無庫頭を八度迄も進ませ、松平下野守忠吉公へ十三騎迄も近寄、無庫頭を討死させんとの志にて、弐百余騎の内、手負死人数多有之。

弘の年、於その弐人共に無庫頭義弘公へ討死仕る。共に義弘公へ越前と道を隔て、夜を日に継ぎ山中を越え、河原へ参り候へ共、十余人分通ひ兼ね候間、会津へ帰国仕る。

一鳴澤無庫頭義弘公へ牛と称して、共用を食せ、旗馬印迄も、その外仲の牛の後ろへ立て、竹の先へ掛け先を馬印の用ひ、甲冑着用の者弐人、掛り馬も右同断に仕り、新くの仁人共の着用の品、悉く切捨ひ首

之討ねく道端なりと掛さし仏人一人生捕りて松の木へ結付
あり家内へ切り込へ出んとの処へ一発打と云へ切り込へ出んとの処へ一発打と云
のセこのなく薩勢へ砲発有之ひとなり
一本の藩なる方へ出張の前の軍器悪く候と信用初会戦の刻も
実と不申軍人も敵もくく迷ひ訳と出兵致しの処へ何もの
備とも見えも八不申候中旗本の備とも多く相見へのみ加勢の
外八有名な先鋒と出兵しの処へ一家中の侍とも余多も会戦敗
軍の訳と出兵致しの処へ一家中の侍とも余多も会戦敗
出兵有用の処へ不相成有之候中の者共何とも出兵致しの処へ
もて候て先ず旗本の処へ人数一所へ相備候の外見受のひとなり
あのこうもて薩州の内ハ勝もて兵隊なる甲冑と着候
認敗軍と云へ共兵隊の威一もの見えて着始ひとなり

右二色の者を捨置京都二帰へて沖側等ハ沖報後第一云
へて物して古馬助ハ百姓の功者なる者なりの仰そ有之ひとなり
実ハ不仰ひとなり
一迷徒方洋間乱しの者二百人千余ハ方討乱の人数二千七百人余
と有之ハ旧記の者も記一方ハ仏人の口もも伝ハ者
ニ相知申候ひとなり
一軍敗りて後旗府何も汽車机所へ参りつとれ今日汽一
敗と汽勝利と切り物なる方ハ汽車机所へ参りつとれ今日汽一
のこと相知して引ひとなり
松く参会致しもいまこの御力を
中ハ徳田有栗作子息河
備中ノ前と家来ハ汽車机所へ参りつとれ今日汽一
のこと相知して引ひとなり
松く参会致しもいまこの御力を
中ハ徳田有栗作子息河
備中ノ前と家来ハ汽車机所へ参りつとれ今日汽一
のこと相知して引ひとなり

蒲生備中守氏郷ハ元亀ノ頃ヨリ織田信長ニ仕ヘ武勇ノ働キ衆ニ秀ヒ信長ノ
ソノ甥ニ当ル三法師君ヲ補佐シ奉リ天下ノ政務ヲ執行ヒ給ヒシ頃ハ羽柴筑前守秀吉公ト
ノ間ニ次第ニ不和ノ生ジ来リシヲ以テ秀吉公ハ氏郷ヲ亡キモノニセント種々ノ術策ヲ
廻ラシ氏郷ヲ会津ノ地ヘ移封シ給ヒシハ全ク氏郷ノ勢力ヲ殺ガンガ為メニ外ナラズ
サレバ氏郷ハ会津ノ地ニ移リシ後ハ常ニ秀吉公ノ動静ニ注意シ居リシガ或時秀吉公ヨリ
氏郷ノ許ヘ使者ヲ以テ申シ越サレシハ「其許ノ領地ハ会津ニテ百万石ノ由ナレドモ
実ハ百二十万石ノ収納アリト聞ク故ニ其許ハ会津ニ居ルヨリハ米沢ヘ移リ住ムベシ
米沢ハ会津ヨリ小国ニテ僅カ三十万石ノ収納ナレドモ其許ニ与フル故ニ会津ヨリ
米沢ヘ移リ住ムベシ」ト申シ来リシカバ氏郷ハ秀吉公ノ命ニ従ヒ会津ヨリ米沢ヘ移リ
住ミシガ実ハ秀吉公ノ申シ越サレシ収納ハ虚偽ニテ会津ノ収納ハ百二十万石ニ
アラズシテ僅カ六十万石ニ過ギザリシカバ氏郷ハ秀吉公ノ欺キ給ヒシヲ憤リ
ソノ後ハ秀吉公ニ対シ不和ノ色ヲ顕ハシ来リシガ秀吉公ハ氏郷ノ勢力ヲ殺ガンガ為メ
ニ又モヤ氏郷ヲ出羽ノ国仙北ノ方ヘ移封シ給ヒシカバ氏郷ハ秀吉公ノ命ニ従ヒ
仙北ノ地ヘ移リ住ミシガ仙北ノ地ハ山深ク雪多キ地ニテ収納僅カ五十万石ニ
過ギザリシカバ氏郷ハ秀吉公ノ欺キ給ヒシヲ憤リ秀吉公ニ対シ不和ノ色ヲ顕ハシ来リシ
ガ秀吉公ハ氏郷ノ勢力ヲ殺ガンガ為メニ又モヤ氏郷ヲ出羽ノ国仙北ノ方ヘ移封シ
給ヒシカバ氏郷ハ秀吉公ノ命ニ従ヒ仙北ノ地ヘ移リ住ミシガ仙北ノ地ハ山深ク雪多キ
地ニテ収納僅カ五十万石ニ過ギザリシカバ氏郷ハ秀吉公ノ欺キ給ヒシヲ憤リ

居て北の通門より祝等方へ達ての状有大谷刑部と相談
もて表の花を言葉して再び祝等の手後となりし
恵宮祝宮の御なりよう言葉を送りの一体有て御
城の御子の頭なを祝し祝宮の御方様へ拾五人の
御客を以祝し又今日ハ秀秋をも今夜一手果し呉ひ定
秀家成の事と一同よりて秀秋をも今夜一手果し呉ひ定
りる成ハ共西ノ丸ハ秀家の屋敷と共に焼亡と
申伝ふ節ハ門外こと門外の警固の御ハ一ツ
この働きもなくこれ有ハ御ハ一ツ
自分の待こともなく御ハ一ツ
共とも大谷平塚ともに
これ不甲斐かき体と兄弟　内府ちがひ状これ有事

秀秋と討死致の沙汰有之候ハ
前を長政乳の母より四
の西ノ長政ハ中ノ
の御ハ後ノ
陣所ハ
相見へ
て書面の
て後悪
てとかくいやしく
ハ後寺
ちて
ハ

右徳院様の御借り被遊候
右共場へ
同一条成よ
右於ハお医もなく
書物の中よ
書物にも書載
御病気御
となり
権現様の
行く
今日
右徳院様よ
若く
右徳院様よ
細川忠興
細川越中守
細川忠興

別して御心安く
御用ニ
御物ニ
右ニ
右ニ
右ニ
共仁の
と
寺元の
ハ
清正一人
右ニ
七ツ

ヨリ右手秋　内府公ヘ御目見等ノ御礼ト共ニ御陣ヲ於ク
福島ノ事ヲ云ヒ　ラレテ西国長政ヘ　第ノ人今日ノ会釈
内府公ノ勝利ヲ祝シ　ケルカ又方将軍ト成ルヘキ人ソモ
ソモ之ヲ知ラス中納言ト有テ官位モ無ク中納言ト有テ官位モ無ク
中納言ト称シテ差ヘ　内府公ヨリ之ノ如キ芝ノ如キ
差料ヲ送リ給ヒ　内府公ヨリ之ノ如キ芝ノ如キ
長ナルカ如キ　ラレハ諸人ノ驚ト雑談トノ外ナシ　ケル人ハ
相応シテ西ノ丸ヘ入ル西丸ト云ハ　ケル人ハ
領ヲ給ハリ　ラレハ第ノ人ハ西丸ノ守衛
中ノ如シ　ラレハ第ノ人ハ西丸ノ守衛
領ヲ給ハリ　ラレハ第ノ人ハ西丸ノ守衛
中ノ如シ　ラレハ第ノ人ハ西丸ノ守衛
参会ノ節　ケル人ハ　ケル人ハ
中ノ如シ　ラレハ第ノ人ハ西丸ノ守衛

一　結城秀康ヨリ　ケル人ハ　ケル人ハ
我ハ小法師ノ中ヨリ　ケル人ハ　ケル人ハ
ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
小勝利ヲ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
西人　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ

一　御前ヘ参リ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
御一統ハ勝ノ人　内府公ヨリ　ケル人ハ
妻子ノ面会ヲ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ
参リ妻子方ヘ　ケル人ハ　ケル人ハ　ケル人ハ

親戚と八拾幾人の宴会を催ふし
吟詠も儀同有栄之輩へ第ひ八関ヶ原江戸城の初
謡ふて之事ゆへ能も舞と名乗ると
内府公右のめくちう仰ゆ何も初めて妻子の事故
右ゆへ備く遠慮
内府公の仰ゆると骨髄ゆ通り
て覚ゆ初ゆ斗ゆて之ゆ仰ゆ大切の
儀ゆゆと有栄公ゆ申ゆ一言ゆ八大切の
場ゆゆと申ゆされゆ
学物語ゆり

一十四日ゆ八会戦場ゆ江出馬ゆ遊藤川着ゆ本陣ゆ取於ゆ
陣中ゆの有ゆゆと共ゆ夫ゆ
出府ゆ遊ゆ有江遊儀江戸ゆ
学物語ゆり

一十五日ゆ八会戦場ゆ江出馬ゆ遊藤川着ゆ本陣ゆ取於ゆ
陣中ゆの有ゆゆと共ゆ夫ゆ
出府ゆ遊ゆ有江遊儀江戸ゆ

一十六日の早天ゆ
江戸ゆ
陣ゆ
着ゆ
御ゆ
内府ゆゆ八
有栄中納言
井伊直政
城へ押向ひ
多くの人々
有栄中納言
上意
長政の
溪斎
可仕
身方
先手の
引取
乗打
馬ゆ遊藤川着ゆ本陣ゆ取於ゆ
陣中ゆの有ゆゆと共ゆ夫ゆ
出府ゆ遊ゆ有江遊儀江戸ゆ

一十六日の早天ゆ
江戸ゆ
陣ゆ
着ゆ
御ゆ
内府ゆゆ八
有栄中納言
井伊直政
城へ押向ひ
多くの人々
有栄中納言
上意
長政の
溪斎
可仕
身方
先手の
引取
乗打

[illegible]の由于時西尾豊後守[illegible]同廿日福知城を
陥り入道[illegible]道海[illegible]多[illegible]
作[illegible]有大垣家[illegible]の由[illegible]井伊直政の方[illegible]其孰[illegible]
道海[illegible]助命の義[illegible]も有[illegible]
近[illegible]緒有[illegible]其[illegible]大[illegible]
汁[illegible]知故汁[illegible]ハ切腹[illegible]仰[illegible]
一同十九の晩方　内府公草津[illegible]
下向[illegible]　　宮有[illegible]
就[illegible]
[illegible]今[illegible]汁一統汁勝利[illegible]汁
汁精[illegible]有ハ汁當家汁
[illegible]汁[illegible]
[illegible]汁[illegible]

甚[illegible]ハ[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]
[illegible]

敗軍往々四方の落人ども二百餘人へ
入込事中一町屋へ押込狼藉仕り旅人迷惑仕る旨よし
へども旅人共は出ず候ゆえ仰付られもこれ有
相成御家来を以て御詰問の処大勢にて福嶋表の
先手へ加勢に罷越候旨申聞候ゆえ仰付られ
尤御家来両人ずつ大保寺御陣所へ遣し候
加勢無益両人ずつ帰陣仕候旨申聞候ゆえ仰付られ
二人の者共へ大保寺御陣所へ遣し候ゆえ仰付られ
上方へ通ず人ども召捕候ゆえ仰付られ
右の通り永井の御陣所より旅人仰付られ候旨申来
相応の人数の城へ御詰仰付られ候旨申来
一四月廿日本庄の城へ御陣を移さる

落穂集巻之十一終

右落穂集自巻之一至巻之十一以
時習館　御藏本自天保三壬辰年冬
十一月念三日起筆于至天保四癸巳年夏四
月三日寫畢之

中村萬喜直衛

一九月廿二日　秀忠公信濃木曽路通り
沖之津へ
御越遊ばされ候　内府公よりハ沖
御待受ケ
御供奉の
衆中
御対顔不
仕候
秀忠公真田安小沖
沢氏と
御申され
関ケ原
御一戦の
御労
り
御対顔不
遊ばされ
沖之津より
沖
御越遊ばされ候
尾張
名古屋
城
の前大津の町屋の
屋ハ
悉く
焼
津の
屋ハ不
残
沖
御供中の
焼

別付有之候ハヽ草津へ御越候而も苦
一同日の夜半本多上野介方より　内府公御持病も御差
出ニ而額一左筋との注進有之候ハヽ
其節今度御供之石通之面々
御中ニ有之間敷旨ニ而
石通之面々ニ御同道ニ而
松尾山迄打越候ハヽ
尾ハ注進有之候ハヽ
時節と申遣たる使の着たる
有之候ハヽ
たる者ハ
広田左門と申候ハヽ
身ニ有之上ハ
ハヽ何とも引取
迷ハヽ
右ハヽ
注葉ニ而
ハヽ
ハヽ

内府公御持病も御差出ニ候ハヽ
額一左筋との注進有之候ハヽ
其節今度御供之石通之面々
御中ニ有之間敷旨ニ而
石通之面々ニ御同道ニ而
松尾山迄打越候ハヽ
尾ハ注進有之候ハヽ
時節と申遣たる使の着たる
有之候ハヽ
たる者ハ
広田左門と申候ハヽ
身ニ有之上ハ
ハヽ何とも引取
迷ハヽ
右ハヽ
注葉ニ而
ハヽ
ハヽ

仕候事　秀忠公右之御条書御
下向之後仰上られ候ハゝ
右の趣ゝ世上流布の風説等の書面ニハ見届り不申候へ共
惣而り数ヶ条ニ而兼り伺の
津の城在番ニ差置候ニ付今度の大津の城場所
うり石垣ニ而ハ無之候間脇所へ
数も無方仰参候ハゝ
普請中奉行人並ニ入用等の義ハ
有之仰ニ而ハ
下無之候ハゝ武蔵川越領の内
右ニ而ハ無之候間脇所近辺ニ
とり候ハゝ大津
記一件ニ而

山徒一味こゝに有て公家方の武士不残利長卿の麾下に付
有の内付ざる者ハ在名を没収の上
于時利長卿ハ小松宰相家初山徒等一味の
家に成り那谷なるの名相聞へ有先ハ
松名方へ降参と元越前勢を以て
我と相励み可申との趣に付一
戦に勝利を得て
御忠先ゟ
宰相殿ゟ
秀重相果の仕形武将の
領知と取ゟ
小松の城主たり
思と加賀一
重ゟ入魂ゟ勿論ゟ
小松の城主たり
思と加賀一
重ゟ入魂ゟ勿論ゟ
十ゟ利長卿ゟ
幸ゟ
計領ゟ
ゟ方ゟ頼りふ
の領のゟハ
ゟ勿論ゟ
以仰付ゟり利長卿ゟ
ゟ成ゟ

頼の輩ハ勿論可有之哉ニ候一体之上ハ何もの乍ら城ヲハ明退キ候ハ武門之恥辱ニ候と仰有之候ハ大方ハ紀伊守殿ハ病気故世評ハ有之門佐ハ今度初而之相談ニ候ハ何之ため之御免ニ候ハ可有之哉と之御評ニ候一向ニ御決も無之候ハ右之御書面之通

一松平伊賀守水野六郎左衛門両人共ニ大垣之城ヲハ在番松平周防守へ渡シ候ハ本多内記ハ病気ニて城ニ不居候ハ右之御書面之通

一本多内記之儀ハ病気ニ候ハ相違ハ無之候ハ内記ハ在京方ニ而之御用ハ不勤候ハ勿論ニ

可差し仰有られ候ハヽ津軽着之時分兼ゝ津軽着之時分兼ゝ津軽着之時分兼ゝ

田氏ハ今度迷惑の浪本ニ天下の科人の筋ニ而
の囚人ニも有之ニ付私親の儀ニ有之ニ付
故藤堂佐渡守一旦ハ存一旦ハ存
辻褄ニ不合ニ付頻ニ申ハ
名の有ニ仰渡ニ
一藤堂佐渡守大津ニ而夜討ニ松ハ大垣の様ニ相聞
給ハ垣見越後ニ筋ニ而作州ニ無方ニ音の毛利
氏郎ハ何ニ而作州ニ同兼ニ関ヶ原表敗軍
の故原此節ハ迚下ニ而九州筋ニ於
関東方ニ勝利ニ有之筋ニ而一昨日中愚の石田ニ
始め福原増見ニ仕合ニ而毛利氏郎兼ハ暗殺ニ而
ニ勝利の ニ而可有之ニ而
九州表の様子ハ何有之哉氏郎ニ而ハ
ハ ニ而ハ ニ
右の ニ有之ニ付今
秀家ニ成ニ一味ニ
中ニ毛利氏郎ニ書載有之ニハ
なり
一大津八町の新奉行伊奈図書常香の日京都ニ而福嶋ニ則
石田治部ニ石川周次ニ付作奉行ニ仰付
内府ニ従前ニ進ニ中ニ新奉行ニ守り
家来ニ大切ニ奉行ニ
付作奉行ニ而ハ福嶋左衛門支度者の者ニ
何方ニ関所ニハ

葉論と成の外よ者人の中ら兼忍りの有く捧とれ
やつよ物な言せそとやて抑りは有作為ハ不馬役して
法通り共使者と相勤ひとハ書状図書或ハかく歎分密く
上書所よ限り振ひ者人たう高声と仕るとや分ケ有
立ち者人たをとりはを作為ハ図書自分の下知てめ
沙とんの記違ひ奇邪へ正則家元の福鴎丹海ゑ
違くの事細と中ハ共綸よ於く者人たとお栄一可
ドうとも被へた大切の行使よ兵載はを欲く曲て堪忠仕
法敗は大律の者所よ於く棒をくめ小為なく有そハ男と
たて一寸拾もさく同切腹仕相栄一寸とも丹波守く共
越と中はへ正則ハ者人たへ書者為と致しをある作為
うドロよ依てわきふ勝立あり場忍不法成とあるよ於てハ

心小組へ解死人の義ハ三日う内ゑ取りて遣へきの間心
易役へとの沙汰く依て人間ハ切腹をとけ跡まて番細の
証と書物く認め井伊直政へ使者と仕一通差京
都ゑ立ち中吉相談のと正則と一通差京
都へ老役図書組下の足軽たの内ゑ共節出人今度一
両人も記罪よく支海ハ松ゑ正則消心をして
立ち中ハ一向祝うえ役前の義を市場忠仕へとの義を
松別侍の下ゑ人よ足軽風情の者う取を市そはや
なきと方筒有く拾りて直政方よりの口書写ゑて
祝う義ハ方郎の任者と覚悟を相究の法有義なりとある
正則ハとの証と大津へ呼り演説へハ直政ハ第へ来ハ用
ゑ違られ刻大津ゑ支人今度関ケ原表の戦功よ誇り我侭

と申いふく何ぞ物ら有ん
ぞ 信長公に忠ら〳〵へハ 内府公御乳人と家ら
なる者の為となり我ら家の侍と他家の兵衛なる様あ
ふ〳〵ひのせうもつく 憤恋可被れハ今ら一段と御書所の
我ハ我等又子上洛せさる間敷人撰りて京都へ入込さる
御ふく有なれ計の書所なるも我ら一統と勝利
と云ふく有ハ 書の組下の兵粮風情の奴原
ふ権柄と据まひ我等の不申分下馬奉あと仕ふく有ハ
御法と称りなる我なり必竟頭共の申分申る也故と被
思召ぬ内の御ふく下ま人の我ハ何の比御ふも無沙汰へ
右の御ふ意の旨と當書差り仕へ自滅なり 相果候ふく

沙汰と世間流布の記録の面ふ心得不申と有之
御勝之沙汰ふく記し無小閑書共も切腹比御ふ者
相見へ〳〵ハ大ふ有ま〳〵ハ 物語有ふく書間ふなり

一 甘宮毛利輝元大坂西の丸と本陣の丸と本陣の
池田輝政 福嶋正則 浅野幸長 黒田長政 有馬豊氏 藤堂
高虎ふく之各大坂の城と受取

一 甘宮秀頼 松柏大夫助ふ大野修理亮と相添使者うして
今度の逆乱秀頼幼年たるを依て全く其意趣と不御者
ふく石田治部少輔う密通より支配りい者比申述ふく
池田播田右ゑ門尉長盛我一命と御助ケ被の間那山の城
の我ハ池田輝政う相渡う野へ参山可仕旨被仰遣ひく

一廿八日　勅使大坂の城へ来駕　内府公當城御政庭あるを
を頼て作らるゝ
一十月朔日今度逆徒方の張本石田小西安国寺三人の輩治中
のため之を討滅し二条河原に於て首を刎らる其年筆作ち
信昌より徒士共を遣国も
一加賀中納言利長大坂の屋敷を移り来らるれ柳原式部前
を御使として今度北国表の軍功を御賞美被せ万石
余の所加恩の地を宛遣被申候仰後
舎弟秀範登り利政父子御対面ありて後
登り長屋八束切取り塀等
まで也
一丹波国福知山の城へ小野木源次郎柄竜と
細川越中守

忠興一手の将を以て攻掛申候処頻に矢玉の通り比
仰付被遊御座候父長岡幽斎丹後田辺籠城の節
小野木宗斎子の主膳として頼み被
遣恨ある故と云
異見を加へ城を渡す在其後山岡方より小野木方助命の
義を頼ひ在て〻其儘山岡道阿弥陀地へ引
結ぶ
一豊州島原の城へ柄竜九鬼大隅守紀伊の守関原
より帰陣後方志摩国波切城へ
九鬼長門守島原の加勢として渡海
より又大隅守義行助命
重て福嶋正則と加へて頻に
忠興一手の将を以て攻掛申候処頻に矢玉の通り比
仰付被遊御座候父長岡幽斎丹後田辺籠城の節
小野木宗斎子の主膳として頼み被
遣恨ある故と云
異見を加へ城を渡す在其後山岡方より小野木方助命の
義を頼ひ在て〻其儘山岡道阿弥陀地へ引
結ぶ
一豊州島原の城へ柄竜九鬼大隅守紀伊の守関原
より帰陣後方志摩国波切城へ
九鬼長門守島原の加勢として渡海
より又大隅守義行助命
重て福嶋正則と加へて頻に

一 豊前宰相方ニ於大津の塚ニ秀吉公ニ敵対シ給ふ事ハ早速軒端ニ於テ
き小力ニ於テハ豊前殿ニハ秀吉公ニ敵対シ給ふ事ハ早速軒端ニ於テ
政へ仰付ラル可ク候早ク以上

我よ有之候間近く江戸山あるも
千時多額中山ハ各方ともに御動有之候ても
其の我ハ同の参る社の大軍ともに
山へ加勢後詰の積へき抔も
出馬ニ〻〻中山へ大世俗のたとへ
きひく時も明常 破もあんとんを見下れる大軍の場と
ら欲めて有之候へハこそ一日も
よそ中山へハ三人の老中方
笑なり 扨物あるもとこと 其後井伊直政と云野へ落
ハ同道 参り抔もし 御勘なる 御付き 沢ハ直政と
参上致候へハ御勘なる 御
小濱の塚へ入部 致候となり

一西の丸より御庭番ハ井伊直政榊原康政
両人へ 此中読ハ信玄上両の真向安房守
大罪の者ハ有之ハ何と
所と中読 五抔ハ
伊豆守 頭ハ拙者我ハ
抔へ可抔ハ 御勘なる 御両殿
両人同も共元中の毎り
ハ大親子の我ハ三男
雅守 御西丸抔へ中上見可申
円府ニハ 秀忠公ハ
浦ハ 内府ハ
御末ハ別我なと有く

のか汁機嫌悪く仔至ちハ天子の教るれハ勅命の教と
朝ゐく存るむの義心たくへ　内府公汁開座汁思光て義
ゐ仏仰知ゐゐるも毎度ちよ於てハ余ゐ様成者そハ無
ゐ今ゐ到り勅命ゐ背ゐ心底ゐれハ武部故の通り上向
者へ様〳〵の語と向ケ公帝ゐ奉恐入様ゐ存ゐを物
様〳〵へ手向ひ様ゐ毎度ちよ掛りく関ケ原表汁一戦
のゐ思死ゐも不厭ゐ様ゐ汁朝ゐ成敗ゐ被
汁先て義成ゐある仰ちハ存寄無之ゐ
表並ゐのそハ無ゐ重て　内府様
と毎人衣忠精へ申達ゐゐ　去慶伊至ゐハ三光中到着の節へ
出〳〵ゐ此間ハ義文毎度何ゐ〳〵汁苦労ゐ汁義汁ゐ汁
中納言方委細の仕申聞不浅事故ゐ

ゐ到ゐ〳〵ゐ事ゐ汁朝ゐ
御ゐ存ゐ上向者ゐ於ゐく毎日の様ゐ吴
汁敢ゐ汁於てハ汁ゐ用ゐ
の義ゐ其中汁勅ゐ
分ゐ初様へ切腹ゐ仰付ゐ
の義ゐ其人ゐ様ゐ汁義ゐ
ゐも無成万端ゐ
汁思ゐ成ゐ汁様ゐ汁仕
中ゐの〳〵ハ其詞の下ゐく
取ゐ者ハ房勿汁勅命の
有万義ハ無元ゐハ古〳〵の

揚ケて三成追討の檄を飛ス 御父子甲冑を着用の処へ 安房守父子 治部少輔 三成 刑部少輔 吉継 大谷 越前守 長束 大蔵大輔 正家 増田 右衛門尉 長盛 石田 治部少輔 三成 島 左近 将監 清興 蒲生 飛騨守 頼郷 小西 摂津守 行長 宇喜多 左京大夫 秀家 毛利 安芸守 輝元 吉川 広家 安国寺 恵瓊 長曾我部 盛親 長宗我部 土佐守 盛親 等 大坂城へ入 御父子様 御出馬 御供 仕 候 様 被 仰付 候 ニ付 御供 仕 候 事

一 廿八日 尾張大納言義直公 御誕生 御幼名 宇和島 伊達 秀宗 公 御幼名 久松 勝丸 公 御誕生 御幼名 福井 忠昌 公 御幼名 久右兵衛督

一 十一月十八日 秀忠公 御参内

一 今度 御出陣の節 関ケ原表 軍忠有之 御称美 御感状 を以 関ケ原 大名中へ 分配 有之 候 ニ付 越前国 松平下野守 忠吉公 へ 尾張国 を以 進上 仕 候 御感状 の 内 よ り 抜書 も

御感状 之 写

今度 上方 へ 発向 之 刻 関ケ原 へ 被 相 越 候 ニ 付 而 其 方 儀 軍忠 無 比類 候 ニ 付 而 感 悦 之 至 ニ 候 猶 本多 佐渡守 可 申 候 也

慶長五年 九月廿日 秀忠 御判

一 慶長五年 九月廿日 内府 ヶ原 ニ 而 不 勝 ニ 依 て 何 も 無 御 座 候 ニ 付 而 大坂 の 城 へ 入 給 ふ 先 月 十八日 内府 ヶ原 ニ 而 御 勝利 ニ 付 而 大坂 の 城 へ 入 給 ふ 先 月 十八日 内府 池田 輝政 の 宅 へ 御 入 と 輝政 帰 頂 被 申 候 ニ 付 而 御 入 と 申 候 ハ 内府 ヶ原 ニ 而 御 勝利 ニ 付 而 大坂 の 城 へ

其外江戸式之拍子も有之又ハ和事も有之又ハ城地を招く事も有之候事

一二月廿七日　秀頼権大納言へ任ス

一同廿八日　秀忠公権大納言へ任ス

一同廿九日　秀忠公御参内

一六月十一日　源朝臣利光元服（于時十三歳）　侍従へ任ス　内府より

松平の称号と被遣　松平右衛門佐利光改利常

一二月廿八日　利光養父利長の家督と雖　実利家四男

一同月　内府公戸田左門（一ツ橋侍従）と申もの大津の城地と賄所へ

引移り被申付事　但三万石と御下

一七月廿四日　上杉中納言景勝会津より上京云々　其跡

秀忠公被頼之由申触之

一六月廿四日上杉弾正大弼殿　越前北庄之城主

一八月廿四日上杉弾正大弼殿　越後春日山之城主

右之内越前之城ハ近国之大名ニ而　侍従宿有

其外江戸ニ住居之人数中ニ而　清水大蔵左衛門尉殿

元人ニ而被召出之　清水ハ中ニ而ハ城ニ而ハ無之

会津ハ蒲生飛騨守殿　上杉家之侍　河村

会津ハ蒲生飛騨守殿　上杉家之侍　河村

長松志田伊豆守　直江山城守　両人在城仕ル　飛騨守殿

百万石ニ而ハ有之　出羽守殿二男　清水大蔵左衛門尉殿

浮心不仕ニ而被召出之　本庄豊前　鮭延越前　両人

七部ニ而ハ無之　出羽守殿二男　清水大蔵左衛門尉殿

後志村伊豆守　頭分之者ニ而ハ無之　惣人数一万余り

七頭分之者ニ而ハ無之　惣人数一万余り

七頭分之者ニ而ハ無之　惣人数一万余り

七

如何ひ商と川と前より相支配り河水均らく
商と器液一滴さる処の去年津奈波一下落
く六寸十町余りも川下より御船も商売川と通り
須田場より家て城る城兵た被抜と前く其外下の
家人多殺犯人多算清水大我川と家海て
治商ひと掘け掛の城兵たこ〳〵へ敗走ひと治イ
門城際まて退却しく跡の貢と討死ひく商と堀
舌川と海を戸沢九郎右衛門尉ら侍士戸沢相模城下の家
屋ら火と放く責入ひく城兵防く支有共志田河村
津奈波を引入ひ
堀と引入ひ
一同廿六日 京勝田領舎津六千石と蒲生藤右衛門秀行へ被

九月晦日 秀忠公の御帰
大久保相模守忠隣青山常陸守忠成安藤帯刀伊丹喜
之助榊原式部大輔康政等ハ江戸御留守居
金津の商ら於く相模守御興と海ひく前田対馬守見城
猪苗代青山常陸助市正内藤紀伊守見城猪
苗代となり

一北秋郡山寺領三千石豊国の廟へ社領一万石御寄附ら遊
の旨江戸御城より東国へ下向ら遊翌十
月十二日 内府公御上の御城へ登城
三日依和山の城へ着陣
前へ被仰聞先近くハ頭同心ら何も平伏仕

り私番人の足軽共の中より河内通りとおなり
何やらん物をもたる者有之相掛り候ハ
侍体と相覚へ一人残り候ハ
多分喧嘩と存候ハ
新兵衛殿ハ何と申なるそと尋候ハ
新兵衛殿ハ
上にと云ふ
て外番所へ相詰候
可申と打寄相談
居玄関中の門の番頭
玄関中央にて件の
なりと番人を附置
時先刻中門内
久兵衛と申もの有之候ハ
新兵衛と兼り存候
知申候ハ
等と申者
無之候ハ
多分新知有之候
拾弐人
知申候ハ
真政
真政申候
ハ
候ハ
右の足軽
入
有之候ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

大和衆奉行中一同して　国府へ押寄せ
戒光へ取りのり中陣と引拂ひ取る在中の武ハ
心底必生をしるも出羽等信長公不興なれ共の訳を以越後の武ハ
無比類勝隊今ま
持参るよしみて取る依て京勝領知の節人材方の仮
戒より掛りなる那古野代官中類の者共と拵ひ
なし一揆より越後の国の在中へ入一揆と催し小谷主脇
守る所の下倉の城と囲み攻るの由聞丹後守直家取て
の城なく急と囲落城
有陣して塀内へ侵入と遂し
之切捨てしと有之れ小谷
なして城門と開き安堵
丹後守小谷へ移ると怒て一揆の場へ向ひ自勇猛を振て
突掛りなれハ安中の者共も物負と成一揆を追崩
し首余を討取を知を渡延中なれハ沖威の声諸軍
成下にとなり備又溝口伯耆守秀勝斎藤新発田の武ハ
舎津領と川一筋と陣て
何とそなして攻破なの武
一揆と催し集の所へ押寄
奔して新発田へ出張一
波一揆の兵と相戦ひ
取地下の奴原見懸のよめと
新発田へ汀取処へ両国
辰城となりしと家まて一揆蜂起して城を取囲なの由新発

田へ出られ、秀勝は三条の城の留守して、お留可被成
有て、人数を揃へ、既に打立ん計り、武功ある家老等申合せ
妄見中には、三条表へ討加勢の為、諸隊の武士は、
舎津領より境なる為、諸隊の武士は、津川の
城より人数を出し、一揆たち、今迄押寄攻戦ふ
ていたれ共、城方より出撃ち、両方の中より、
今も一足引と云ふ上杉場の
勢と相応し、一揆たち、三条の城を責落さ
れ、諸隊、欲の為、さまざまの悪事を仕
のちなり、内府公の中より、秀勝守を入
たれ共、内府公の西より、秀勝守を追ひ、津川の
陣所へ一揆と申合せ、諸隊へ、寄せ来るを、城門を堅く
閉う鉄炮を以て、烈敷防ぐ、可被有之を、秀
勝は、三条の城の留守の如く、心安く可思召
寄て、三条表へ、勢なく、諸隊へ、お留守へ、俄な
塀を乗ほこし、一揆たち、秀勝守を追ひ、津川の
の方へ討取んと、討取んと、
逃ぬ内、諸隊、陣内へ、侍衆を引入、
方々へ、一揆たちの在所のすくと、焼拂ひ、新発
勢を引入、右両度の勝軍、書記加治丹右衛門と申侍を使
者として、内府公の御感状、丹右衛門武道中より、
とぞ。

右の趣共時代の義と書記しの旧記の書面もあるに
より相違ハ以ての外不届に付永不徳の段 新領(七頁の
前秋小巻父義弘公御代の家人たれ共関ヶ原表へ
下向せざるの依怙贔屓に成行き新領国の侍の
中より関ヶ原表へ一戦時代の家人たれ共 下向せず
公入仕り御沙汰に及ぶ中ニも着一揆と合力出勢
致候より依之鎮り兼候ニ付 内府公より御使者
を以て御詰問に相成候ニ付 浅利式部少輔殿へ
御預ケ被仰付候 今度出勢仕り罷帰候ニ付
中々以ての外の儀ニ付 浅利式部少輔殿へ
御預ケ被仰付候 右之通

一慶長七年三月六日 内府公より御朱印
一同十九日御上京 内府公江戸御着遊ばされ
一二月一日井伊直政死去四十一才
一四月十一日鴻津御屋敷へ薩摩大隅安堵の
御印ヲ被遣
一六月八日依行義宣領地水戸八十万石ヲ以て被下松平周防守松平安芸守
藤堂佐渡守右の四家水戸城在番被仰付

の社内の安心ニ成て一揆つれの押へニも相成る人の多くなり有
る事の外なりしニ付御褒めの御上意ニ預り右大将
様御代の時代より相絶たる旧家たるの依て本領ニハ差置
れ候

一六月十一日本多上野介大久保石見守へ仰付南都東
大寺の宝蔵之儀ニ付奉行と切ニ申ニ付勅使御供
寺社大勢豊廣橋右中弁総光ニ
一七月水戸表ニ於ニ車丹波共子新蔦馬場松栄共子
新助大窪兵部等ニ申渡人数差出ス
御旗ニ一揆之大将ニ而城内ニ入込ニ付城内ニ
午ニ而も捕へ候ニ付城内ニ而も悪ク申
附ニ而共ニ悪ク申ニ付城内ニ相談ニ而降参
相談ニ而ハ無之候ニ付城中ニ
乱ニ而ハ無之候ニ付城中ニ
一揆の賊徒等利ニ失ひ悪ク敗北ニ付
本人車丹波ニ捕へ差出ニ付石捕て差出ス

帝人江遊有ら礼ハ安藤大久保
ニて候ニ付一揆の張本人ニ
合ニ付候ニ付仰付ニ
一八月廿九日傳通院殿御逝去
一十月十八日金吾中納言秀秋卿
御ニ

十月八日松平右京大夫
本多作渡守ニ付遠州掛川より江戸へ
兵の時御帰府御成候ニ付
ニ付御帰府ニ付
第二付ハ御帰ニ

奉り　秀忠へ奉仕可致之旨有相触候ハ
ゝ御国許へ御上洛ハ御用捨可然之旨
七郎衛門ニ被仰渡候ハ御本意ハ
叶ハ御上洛ハ大久保相模様ニ
参着ふく　御用意ハ御用捨可然之旨
一同廿日　内府公御上京ニ而江戸へ御着
一当月廿四日　内府公御上京ニ而江戸へ御着
一十二月治湯東山大仏殿焼失
右大仏殿焼失候ハ、秀吉公建立之節の本尊ハ
在之候哉　其節大地震ニ
地蔵ハ御座候哉　相聞候ハ、
三界の導師の勤ハ
きとの仏像ハ向ふ射候ハ、

中興候儀ハ御国元光寺の
当ニ御座候哉　相聞候ハ、
候ハ、大仏の本尊ハ
有之候ハ、本尊ハ
大仏殿の式ハ
其時代ニハ仏師ハ
中との話合ニ仏師ハ
最前本尊ハ
致候ハ、
の事ハ
ちとも残り
ならと仕掛

の貴賤群集と雖も一人も怪我なく鋼湯を流し散ら
ず何ごとや大変の内人海の材木より実に
一度に燃え立ち佛殿高く焼失せしより無双の
済国祥人心兄分よりは
（休憩物語）
一同甘心鳴津忠恒伏見へ参りより海内秀家義弟（近
わり松大領分の内何方へ成共参り蟄居
出家仕り度旨願出ずれども御免なき
人々各何とぞ御免なき様にと御歎
ら共秀家一人の御為に御家滅亡の
人々各何とぞ御免なき様にと御歎
増と入則ち将人もう免と不動とある故も（ここ及秀家の

助命を願ども許さず今度天下騒動の根元ハ皆以
秀家一人の所行と共蒙石田小西を始め仕置き申付
上ハ株葉の秀家と助命して一向に忠恒行く所也
ゆえ一向に忠恒行く所也
設なくて有（一先薩摩より呼登せ（ここの御手
祖有（秀家父子両人の家来たる大名（十名仕の格を以
忠恒より許上ル（両人の御
表敗北の折も両人の着た腰
行哥の外中山の外も御
不知ぬて八一人も西一ト向
両人の腰刀の長八寸四分有之候
上衣の刀脇指も出ざる（ここ備之

大蔵流狂言中興始祖の茂山
一代見城中より於ゝ奏乱を遂ゝ
今年本加一倍宛の行加扶持
一人の扶ハ一倍の割の行加
春と岩槻へ入部仕ゝ於て
建立仕ゝ仰渡候に付
知行百石の寺領と
成ゝ長源寺と申ス也
一慶長九年二月十二日 内府公征夷大将軍牛車兵杖を
因ゝ宣和儒学両院別当源氏長者右大臣ニ任ゝ
一同日駿府中納言秀忠ニ参議ニ任ゝ

一今年松平常陸介勝重伏見
京都所司代の本職ニ任ゝ
一二月廿二日 秀頼公内大臣ニ任ゝ
一同年七月九日 秀忠公の御娘君（千時七才）
（千時十九才）此時 将軍様より仰渡
御父子有之御暇被
上京次第伏見の内御屋
御船まで大名の供へ
御船まで大久保相模守忠隣御奥ニ附
時西国大名衆川迄御見送のため
弓鉄炮長柄等ニ而
鋤と持ゝの御船の通りを
御船着次第大久保忠隣御奥ニ

一 幸長卿興之被済収
在江戸樂の節大坂の城大手の門より玄関之間の内通廊下
より表之御書院迄白綾之御畳有之外之所桐之御紋之
桐葵まての為通て中仕切有之候て桐止
一 八月十日水戸中納言頼房公御誕生 御幼名
慶長九年二月四日江戸より法方一の従半弟一里塚之薬
ちりうる大久保加賀守忠隣宅先之表加賀守忠隣宅
大久保加賀守一里塚のそば何とも無之候て植のそば何と
桐葵御紋付有之候て植之内何木と植之在事と重て江
お家之外ゟ植之在事ゟ有之御紋ゟ植之在事ゟ
守ゟ様と植ゟの御紋ゟ字遠慮之ゟ御紋ゟ様ゟ植ゟ

七ひとくり

一 四月廿日参議秀康公越前国拝領以後初て江戸へ参向
秀忠公御川ゟ御出迎之節之御一行の内御駕ゟ御
り被ゟと有之大久保相模守忠隣ゟ先大久保相模守忠隣ゟ
この御供中ゟ止宿ゟ被仰付候ゟ
一 七月十七日江戸の御城内ゟ於
一 此日伏見ゟ於
て御能ゟ興行の御馳走ゟ
相撲御見物之節加藤の相撲順礼ゟ越来の相撲
手ゟ之者取候ゟ此ゟ之者勝て則召抱ゟ
一 今年十二月松平伯耆守忠一家先の横田内膳ゟ成敗す
ゟ被ゟ年忠一行跡ゟ

を好み七天武部、お傳役の者共ハ
仮装を取放し一近男ども立ち着たる体にて
乗打ひ安頭部屋を忍び内脇もを初め武ハ真く赤手
入ハ書付を以く其覚を加りめく有忠一味を伺み
安頭人奥井清左衛門近藤長蔵天野宗葉随家長蔵
なども着たる者共にて表門を駆入有合ふ者よ
ハ人の内近藤長蔵一人ハ
ハを忠一兼ハ名乗おおる三人の輩と相戦ひ表門を
城中へ打ち料理を防ぐ内奥井清左衛門ハ
見合忠一刀を抜て表門を駆出
立ち次の間へ進一ハ忠一并三人の者共表門を退て次
の間へ出ル表門ハ刀を打捨
忠一ハ切付ハと宗葉在の
手時近藤長蔵ハ薬て忠一を諫めハ
共自表門ハ打捨ハ忠一を諫めハ
ーのめく若輩の忠一武
こうく気遣ひ御一同
抱駕ーれハされハこそ
作の如きとハ奥井道
表門主馬ども
中ハも柳生の部屋
阪山一楠親子
阪山の城ハ
忠一ハ切付ハと宗葉在の手を取くも之を諫留ハ
共自表門ハ打捨ハ忠一を諫めハ
ーのめく若輩の忠一武
こうく気遣ひ御一同
抱駕ーれハされハこそ
作の如きとハ奥井道
表門主馬ども
中ハも柳生の部屋
阪山一楠親子
阪山の城ハ

一今年松平宗昌宗定綱ヲ以テ
ス従ス
一慶長十年正月九日　将軍家御前ニ於テ
御前ニ於テ
一同年二月廿四日　秀忠公江戸御前ニ於テ
一同年閏十月　将軍家　御着
一同月十二日秀頼公右大将ニ任ス元内大臣
一同月十六日　秀忠公征夷大将軍源氏長者淳和奨学
両院別当　勅許並内大臣ニ任ス御昇進
一同日三河守　秀康公権中納言ニ任ス松平下野守忠吉公
左中将ニ任ス従三位ニ叙セラル上総介忠輝公右近衛権
少将ニ任セラル

一今年　大御所様柳原弁殿ヲ介添
池田輝政ノ男右衛門督利隆ノ嫡子
大御所様ノ御養女ト
ラル娘ノ腰ニ御入輿ノ日青山播磨守忠成御輿ノ
供ニ本井大炊頭吉良助左衛門尉ト
伊丹喜之助左ニ御輿ニ従ヒ
ニ相伴ニ加藤清正浅野弾正長政各駕
ヲ駆ケ馳セ入ル前代未聞ノ婚礼ノ沙汰ノ
ナリ

一慶長十一年閏十月神君家康公
遠ニ依テ酒井雅楽頭本井大炊頭ト館林ノ城ヘ被遣病
中ニ付御医曲直瀬玄朔等上意ニ依テ館林ニ於テ

癒治と加ふ、後く上使と病称沙汰遠く
一同年有月吉日神原慶政死去 享年九十 阿部備中守正次と上使く
ありて遠江守喪と申聞遊ばされ
一同年九月朝日鴎津忠恒御見の御城へ登り 大御所様
御下にて松平の姓を許され家久と号
一今年徳川頼宣卿薨去 駿河大納言忠長卿
去年配流 大御所様逝
去 享年一代の
御剛弾正へ仰付られ国中よく在有て冥福
不思議成へし 子細ハ紀伊
国人の子共を招集り謀叛
主君の為ニハ無之候 将軍よりく
候よし有沙汰 御弟頼宣卿
被仰付候由 沙汰御座候

法有より橋子紀伊守殿へ
初ハ秀頼の側へ仕へ其後北の政所附
長の家領を被仰付
頂戴之礼也

一慶長十二年有月吉日松平蔵慶寺
病気快気為有之
年三十時寸 遠州へ御上洛
右忠吉公の遺物と
小笠原加賀守殿へ
の入輿の人数
共人数と聞合せ
三人の外ハ

前へ出御候中の入棺の義元より八ツ半入用の由申参
候ニ付ニ人ニて入棺いたし候処ニ棺の
御外ニ文箱位の物何よりも申ニ入和尚ニも見せ候
の上外ニ無之ニ付棺をとりのけ候ニ付其通
の義ニ候へ共右の文箱ニ入候ニ付棺の蓋ニ
取候ニ付棺の蓋ニ切穴を明ケ候ニ付棺の蓋ハ
取ニ不及和尚ニも見せ候ニ付棺の入用ニ
不相成候ニ付棺ニ寸法ニ入候ニ付棺の蓋ニ
文箱ニ入候ニ付棺ニ寸法ニ入候ニ付棺の蓋ニ
切穴を明ケ候ニ付棺の蓋ニ切穴を明ケ

従人ハ同く御座船高伸丸へ向ひ船ゟ次第陸物
御勘氣ヶ所先ヶ成ヶ所ゟ
監物切腹被一仰付之旨右之
人体ゟ承届之旨申渡ス
一同年同月廿日申刻言上
過去子時三十分 其夜五ツ時頃
より
右秀康公御病中於彼地
如年七駿河へ
薨御ニ付而ハ
御家中之
御為ニ
御改革ニ
従人ハ快氣之祝詞申
御局ニ
御局駿府へ

附之ヶ所ゟ
ゟ生ニ
一同申ニ
病氣快氣之祝式
四方石ニ成一
石之勘紙ニ
廿四方石ニ
居ゟ被仰渡之
御書付ニ
ヶ所ニ
ヶ所ニ
上ゟ八珠之外

分を表す一大切の事
また新の様子を察する
或は越来の家中の者
なでおろし沙汰なりと
一同年閏廿四日在番御財
一同年十月廿日　女御振
一慶長十七年二月廿日薩
御所様へ沙相窺のため
一同年九月四国諸大名方所持
船向後汗停止の中より
条廻有之仰出共奉
将監久永源兵衛両人
尾張国へ被遣
江戸の
琉球国征伐の
可任其旨仰
百石以上の武士
憲法駿河江
九鬼長門守
向井
と
真之へ被遣
真宗甲斐
国と云頃
江戸の
誕生
津家久
両
衛
真之へ